

国指定史跡「唐沢山城跡」竹木伐採業務委託仕様書

第1条 適用

本仕様書は、佐野市（以下「甲」という）が発注する国指定史跡「唐沢山城跡」竹木伐採業務（以下「業務」という）について適用し、その業務が適正に実施されることを目的に、業務に係る諸事項を定めるものである。

第2条 業務の目的

本業務は、国指定史跡唐沢山城跡における山頂本丸や二の丸をはじめとする主要部での石垣の保護と、周辺の安全対策を目的として実施するものである。

第3条 業務の概要

本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 業務名称 国指定史跡「唐沢山城跡」竹木伐採業務
- (2) 履行場所 唐沢山城跡山頂二の丸・南城周辺（佐野市富士町・栃本町）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日（木）まで
- (4) 対象箇所 樹木8本及び竹（別添位置図のとおり）

第4条 業務内容

(1) 樹木剪定・伐採

1. 白のPPロープで巻かれている指定樹木の剪定・伐採及び伐採木の処分を行う。（別添伐採樹木の位置及び写真のとおり）
2. 木の伐採は根元から行い、抜根はしないこと。
木の剪定位置については、甲が定める本業務に関する監督員（以下「監督員」という）の指示に従うこと。
3. 伐採木は敷地外へ搬出し、処分すること。

(2) 竹木伐採

1. 指定竹木の伐採を行う。（別添位置図のとおり）
2. 竹の伐採は地際から1mの高さで伐採し、伐根はしないこと。
3. 伐採竹は細かく切り、南東側によせて残置すること。
4. 伐採範囲は白のPPロープで巻かれている電柱のラインを目印に、そこから西側とする。（約750㎡）

- (3) 対象竹の伐採を行うにあたり、他の樹木を伐採せざるを得ない場合には、別途、報告のうえ、協議を行うこと。

第5条 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第6条 手続き等

受託者（以下「乙」という）は、委託契約締結後に速やかに甲が指定する以下の必要書類を提出し、監督員の承認を得なければならない。

- (1) 作業計画書（作業工程表を含む）
- (2) 業務責任者選任通知（経歴書、資格証の写しを含む）
- (3) 業務完了報告書（実施前と実施後の写真を含む）

第7条 業務責任者の選任

本業務責任者の選任にあたっては、安全管理等に十分注意を払い、業務責任者として従事した経験を有する者を配置しなければならない。

第8条 安全対策

業務を実施する個所は、史跡、県立自然公園、神社境内地等のため、人の往来も多く、社殿等の建造物が近接するため、十分な安全対策を施すこととする。

- (1) 実施個所で危険が及ぶ範囲に人が立ち入らないようにすること。
- (2) 伐採の実施については、張り紙等で事前周知を図るとともに、伐採実施中も実施中の表示等を行うこと。
- (3) 二の丸周辺には、排水桝や排水管が所在するため、養生を行い地盤の保護に努めること。
- (4) 作業の際には周辺に十分注意し、安全管理・汚濁防止に努めること。

第9条 紛争の回避

- (1) 本業務の実施にあたり、乙が現地作業等で現地に立ち入る場合は、事前に土地所有者等の了承を得るものとする。特に、社殿周辺における伐採の際には十分に調整を図ることとする。
- (2) 汚濁防止に努め、実施後には清掃等を行うこと。

第10条 補償

乙は本業務の実施にあたり、事故発生を未然に防止するように努め、業務遂行中に第三者より受けた、または与えた損害等の補償については、全て乙の責任において解決しなければならない。

第 11 条 検査

- (1) 乙は各工程が終了するごとに甲の監督員の検査を受け、その承認を得なければならない。
- (2) 前項の検査、あるいは、乙の責に帰すべき事由により、手直し修正のある場合は、乙の責において速やかに修正しなければならない。また、作業完了後も、乙の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、乙の責任において速やかに処置しなければならない。

第 12 条 成果品の瑕疵

本業務の完了後であっても、乙の過失、または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示により乙の負担において再調査、修正、補足等の処置を行わなければならない。

第 13 条 疑義

業務委託契約書及び本仕様書において定めのない事項が生じた場合は、甲と乙で協議し、乙は甲の指示に従うものとする。

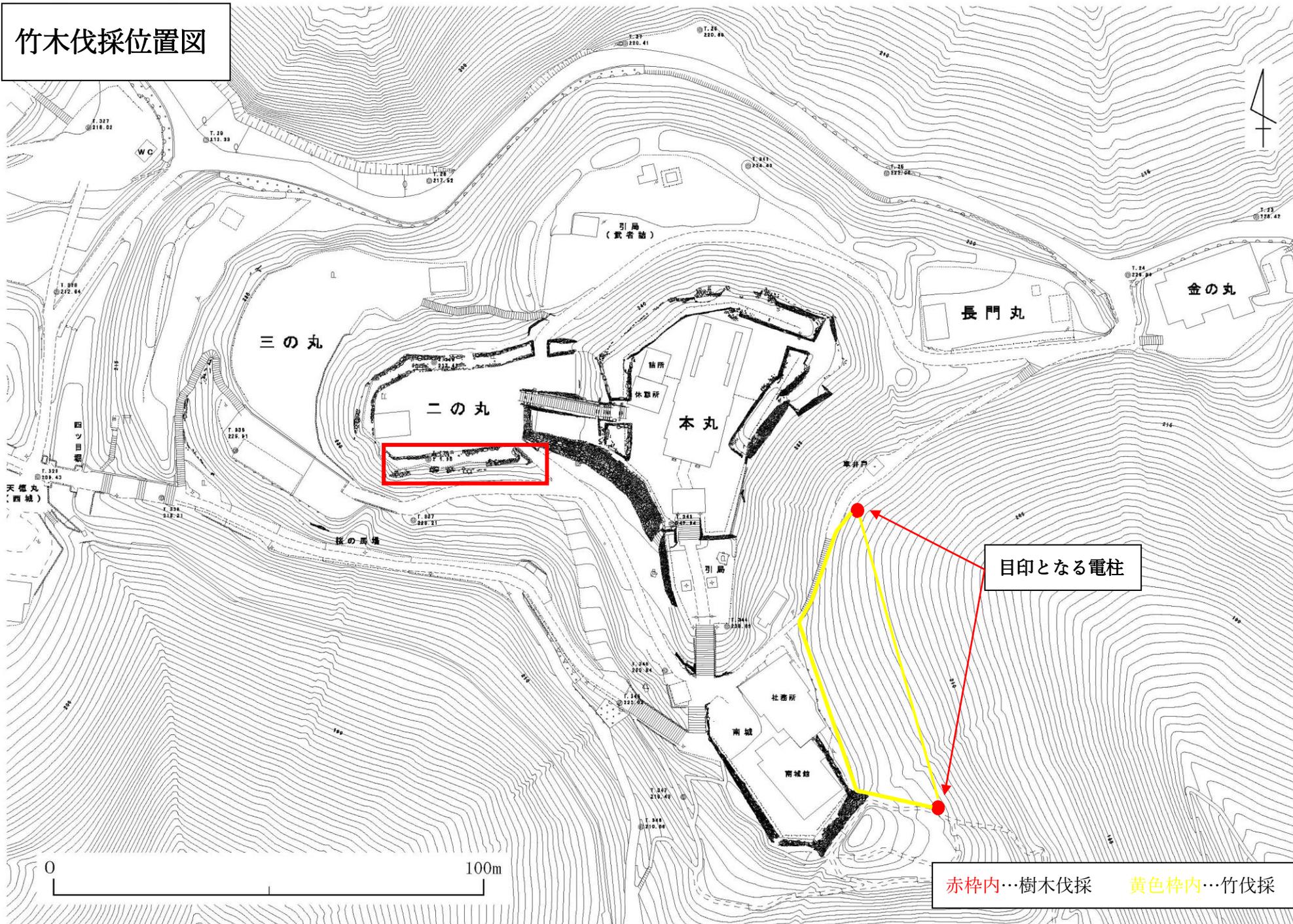
第 14 条 業務完了報告書の提出について

本業務の業務完了報告書の提出先は、次のとおりとする。

提出期限 令和 6 年 2 月 2 9 日 (木)

提出先 佐野市教育委員会 教育部 文化財課 唐沢山城跡保存整備係
(栃木県佐野市高砂町 1 番地 佐野市役所 3 階)

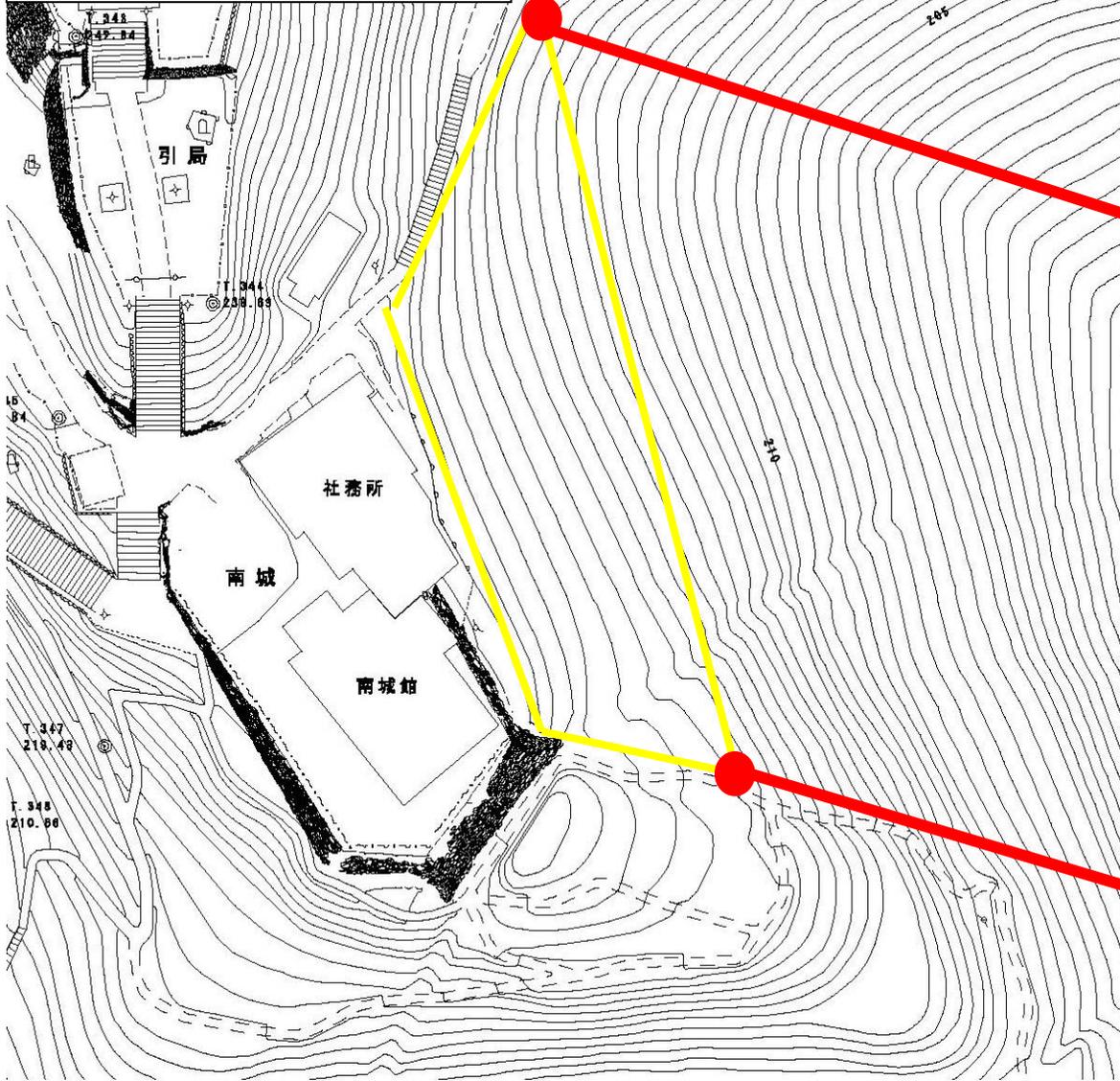
竹木伐採位置図



目印となる電柱

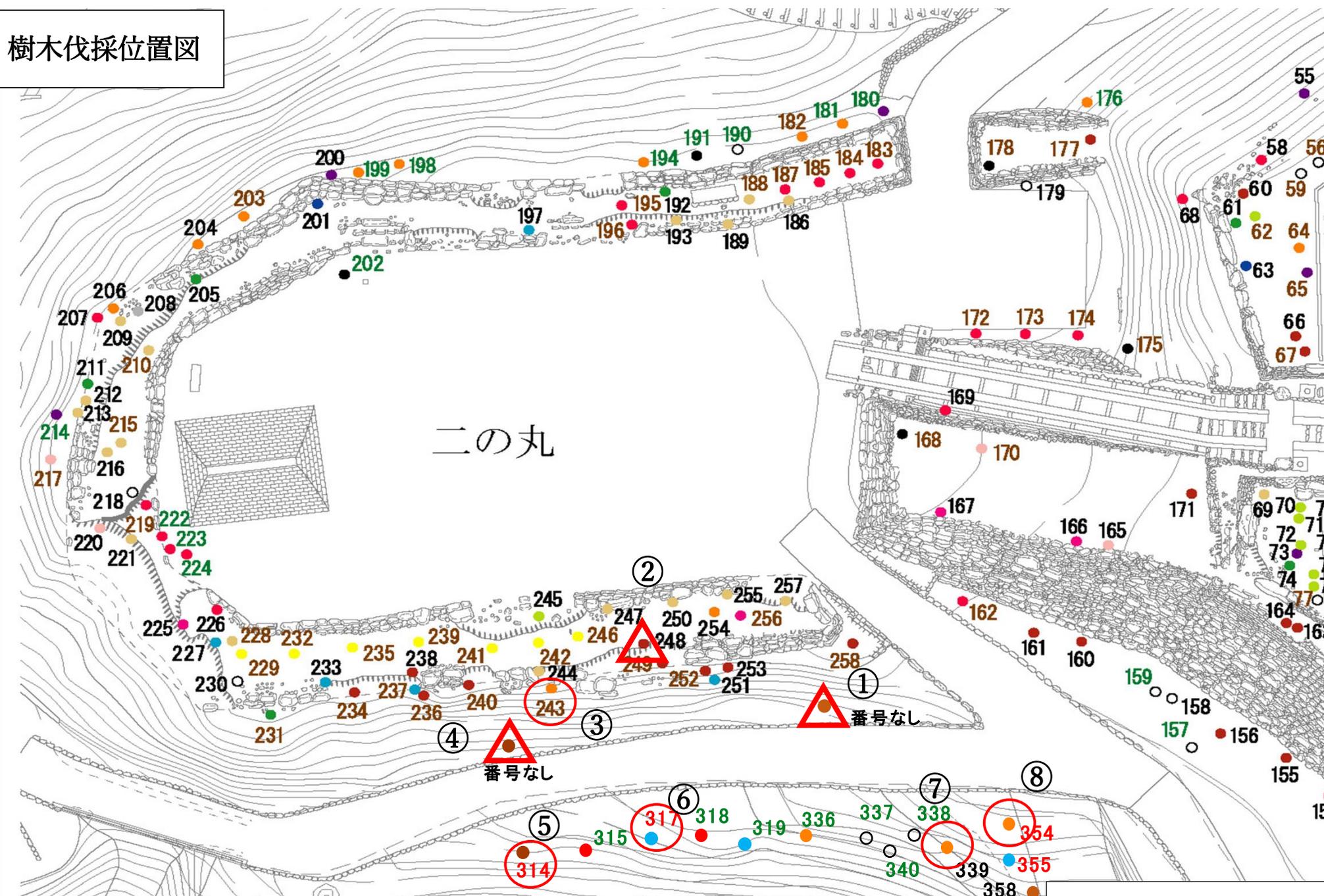
赤枠内…樹木伐採 黄色枠内…竹伐採

黄色枠内 (約 750 m²) の竹の伐採



目印となる電柱

樹木伐採位置図



294

○伐採…5本 △剪定…3本

伐採樹木の位置及び写真



①剪定 番号なし1

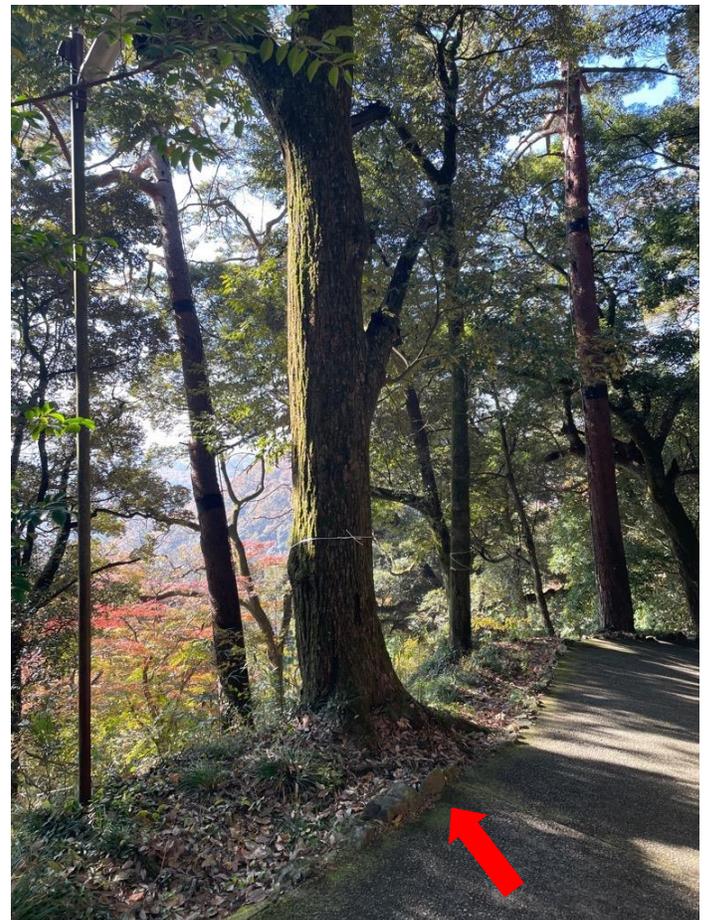


②剪定 248 スダジイ



④剪定 番号なし2

③伐採 243 ヒノキ



⑤伐採 314 スダジイ



⑥伐採 317 シラカシ



⑦伐採 339 ⑧伐採 354 ヒノキ



330 竹 (北から)



330 竹 (南から)